

発電用原子炉設置者からの設置変更許可に関する意見の聴取について

－規則等の改正を踏まえた設置変更許可申請－

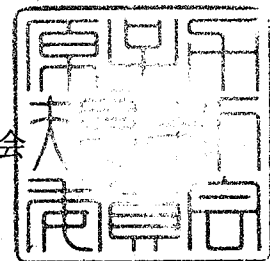
原子力規制委員会から、以下の5発電所の7件の原子炉施設の設置変更許可に関する意見の聴取がありました。

- 関西電力(株)美浜発電所3号
資料1-1-1、資料1-1-2
- 関西電力(株)大飯発電所3号、4号
資料1-2-1、資料1-2-2
- 四国電力(株)伊方発電所3号
資料1-3-1、資料1-3-2
- 九州電力(株)川内原子力発電所1号、2号
資料1-4-1、資料1-4-2
- 九州電力(株)玄海原子力発電所3号、4号
資料1-5-1、資料1-5-2
- 九州電力(株)川内原子力発電所1号、2号
資料1-6-1、資料1-6-2
- 九州電力(株)玄海原子力発電所3号、4号
資料1-7-1、資料1-7-2

原規規発第 1812053 号
平成 30 年 12 月 5 日

原子力委員会 殿

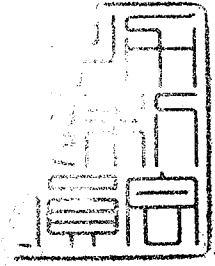
原子力規制委員会



関西電力株式会社美浜発電所の発電用原子炉の設置変更許可（3号発電用原子炉施設の変更）に関する意見の聴取について

上記の件について、平成30年6月11日付け関原発第144号（平成30年9月21日付け関原発第287号及び平成30年10月31日付け関原発第375号をもって一部補正）をもって、関西電力株式会社 取締役社長 岩根 茂樹から、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）第43条の3の8第1項の規定に基づき、別添のとおり申請があり、審査の結果、同法第43条の3の8第2項において準用する同法第43条の3の6第1項各号のいずれにも適合していると認められるので、同法第43条の3の8第2項において準用する同法第43条の3の6第3項の規定に基づき、別紙のとおり同条第1項第1号に規定する基準の適用について、貴委員会の意見を求める。





(別紙)

関西電力株式会社美浜発電所の発電用原子炉設置変更許可申請書
(3号発電用原子炉施設の変更)の核原料物質、核燃料物質及び
原子炉の規制に関する法律に規定する許可の基準への適合につい
て

平成30年6月11日付け関原発第144号(平成30年9月21日付け関
原発第287号及び平成30年10月31日付け関原発第375号をもって一
部補正)をもって、関西電力株式会社 取締役社長 岩根 茂樹から、核原料物
質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和32年法律第166号。以
下「法」という。)第43条の3の8第1項の規定に基づき提出された美浜発電
所の発電用原子炉設置変更許可申請書(3号原子炉施設の変更)に対する法第4
3条の3の8第2項において準用する法第43条の3の6第1項第1号に規定
する許可の基準への適合については以下のとおりである。

本件申請については、

- ・ 発電用原子炉の使用の目的(商業発電用)を変更するものではないこと
- ・ 使用済燃料については、原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に
関する法律(平成17年法律第48号。以下「再処理等拠出金法」という。)に
基づく拠出金の納付先である使用済燃料再処理機構から受託した、法に基
づく指定を受けた国内再処理事業者において再処理を行うことを原則とし、
再処理されるまでの間、適切に貯蔵・管理するという方針に変更はないこと
- ・ 海外において再処理が行われる場合は、再処理等拠出金法の下で我が国が原
子力の平和利用に関する協力のための協定を締結している国の再処理事業
者において実施する、海外再処理によって得られるプルトニウムは国内に持
ち帰る、また、再処理によって得られるプルトニウムを海外に移転しようと
するときは、政府の承認を受けるという方針に変更はないこと
- ・ 上記以外の取扱いを必要とする使用済燃料が生じた場合には、平成13年6
月22日付けで許可を受けた記載を適用するという方針に変更はないこと
から、発電用原子炉が平和の目的以外に利用されるおそれがないものと認めら
れる。

関西電力株式会社美浜発電所の発電用原子炉設置変更許可申請（3号発電用原子炉施設の変更）の概要について

平成30年12月
原子力規制委員会

(1) 氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名
名 称 関西電力株式会社
住 所 大阪市北区中之島3丁目6番16号
代表者の氏名 取締役社長 岩根 茂樹

(2) 変更に係る工場又は事業所の名称及び所在地
名 称 美浜発電所
所 在 地 福井県三方郡美浜町丹生

(3) 変更の内容

昭和41年12月1日付け41原第4592号をもって設置許可を受け、これまでに設置変更許可等を受けた美浜発電所の原子炉設置変更許可申請書の記載事項のうち、次の事項の記述の一部を改めている。

五、発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備

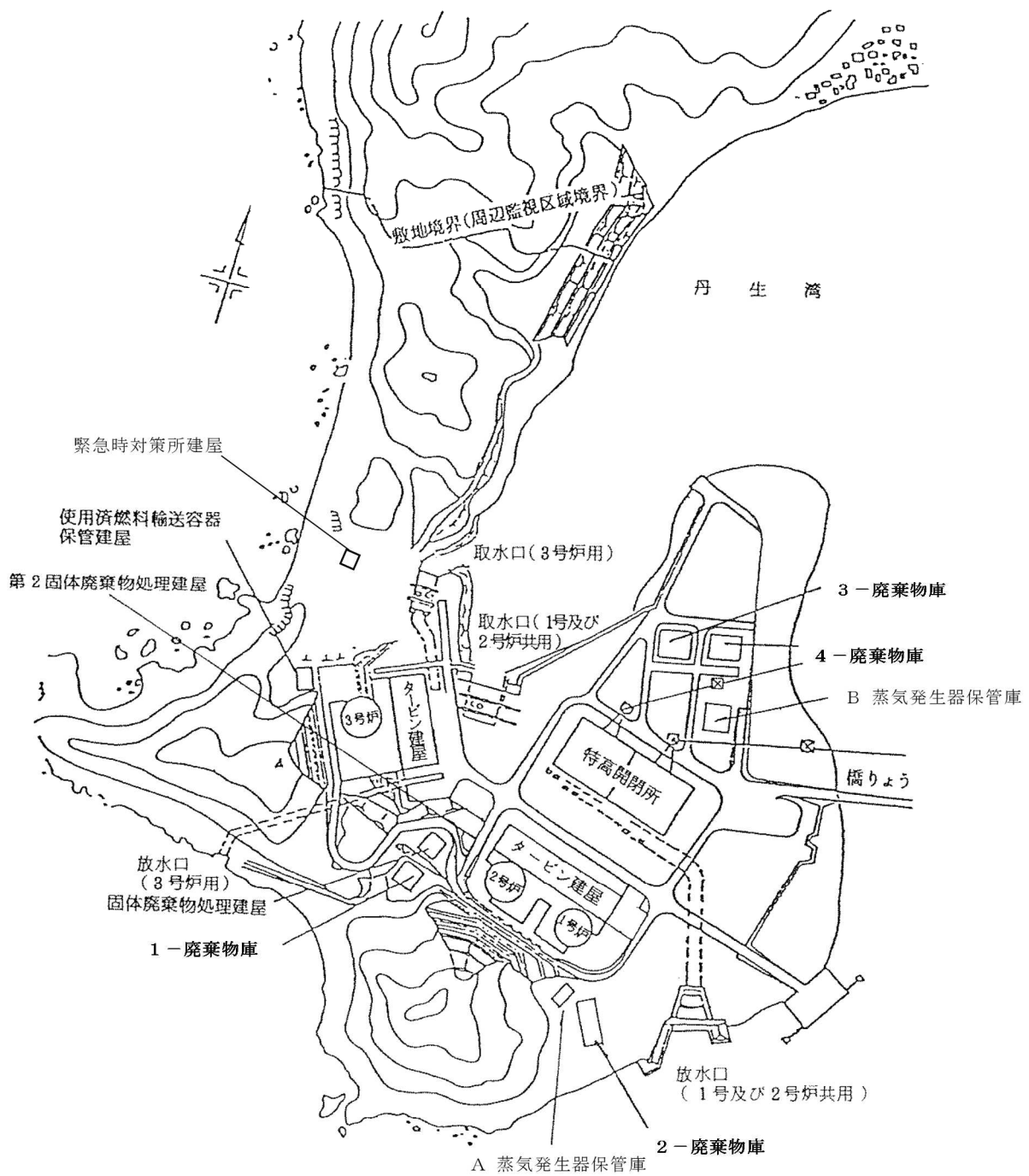
十、発電用原子炉の炉心の著しい損傷その他の事故が発生した場合における当該事故に対処するために必要な施設及び体制の整備に関する事項

(4) 変更の理由

イ、実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の改正に伴い、3号炉における地震時の燃料被覆材の放射性物質の閉じ込め機能の維持に係る設計方針を追加する。

ロ、実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の改正に伴い、3号炉における内部溢水による管理区域外への漏えいの防止に関連する記載事項の一部を規則の条文と整合した記載に変更する。

ハ、実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の改正に伴い、3号炉における柏崎刈羽原子力発電所6号炉及び7号炉の新規制基準適合性審査を通じて得られた技術的知見の反映に関連する記載事項の一部を規則の条文と整合した記載に変更する。

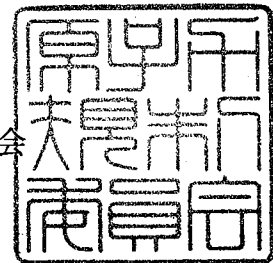


参考図 発電所全体配置図

原規規発第 1812054 号
平成 30 年 12 月 5 日

原子力委員会 殿

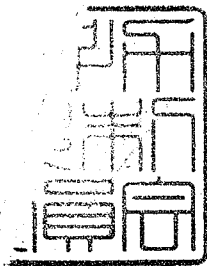
原子力規制委員会



関西電力株式会社大飯発電所の発電用原子炉の設置変更許可（3号及び4号発電用原子炉施設の変更）に関する意見の聴取について

上記の件について、平成30年6月11日付け関原発第146号（平成30年9月21日付け関原発第289号及び平成30年10月31日付け関原発第377号をもって一部補正）をもって、関西電力株式会社 取締役社長 岩根 茂樹から、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）第43条の3の8第1項の規定に基づき、別添のとおり申請があり、審査の結果、同法第43条の3の8第2項において準用する同法第43条の3の6第1項各号のいずれにも適合していると認められるので、同法第43条の3の8第2項において準用する同法第43条の3の6第3項の規定に基づき、別紙のとおり同条第1項第1号に規定する基準の適用について、貴委員会の意見を求める。





(別紙)

関西電力株式会社大飯発電所の発電用原子炉設置変更許可申請書
(3号及び4号発電用原子炉施設の変更)の核原料物質、核燃料
物質及び原子炉の規制に関する法律に規定する許可の基準への適
合について

平成30年6月11日付け関原発第146号(平成30年9月21日付け関
原発第289号及び平成30年10月31日付け関原発第377号をもって一
部補正)をもって、関西電力株式会社 取締役社長 岩根 茂樹から、核原料物
質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和32年法律第166号。以
下「法」という。)第43条の3の8第1項の規定に基づき提出された大飯発電
所の発電用原子炉設置変更許可申請書(3号及び4号原子炉施設の変更)に対す
る法第43条の3の8第2項において準用する法第43条の3の6第1項第1
号に規定する許可の基準への適合については以下のとおりである。

本件申請については、

- ・発電用原子炉の使用の目的(商業発電用)を変更するものではないこと
 - ・使用済燃料については、原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に
関する法律(平成17年法律第48号。以下「再処理等拠出金法」という。)
に基づく拠出金の納付先である使用済燃料再処理機構から受託した、法に基
づく指定を受けた国内再処理事業者において再処理を行うことを原則とし、
再処理されるまでの間、適切に貯蔵・管理するという方針に変更はないこと
 - ・海外において再処理が行われる場合は、再処理等拠出金法の下で我が国が原
子力の平和利用に関する協力のための協定を締結している国の再処理事業
者において実施する、海外再処理によって得られるプルトニウムは国内に持
ち帰る、また、再処理によって得られるプルトニウムを海外に移転しようと
するときは、政府の承認を受けるという方針に変更はないこと
 - ・上記以外の取扱いを必要とする使用済燃料が生じた場合には、平成12年6
月30日付けで許可を受けた記載を適用するという方針に変更はないこと
- から、発電用原子炉が平和の目的以外に利用されるおそれがないものと認めら
れる。

関西電力株式会社大飯発電所の発電用原子炉設置変更許可申請（3号及び4号発電用原子炉施設の変更）の概要について

平成30年12月

原子力規制委員会

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名
名 称 関西電力株式会社
住 所 大阪市北区中之島3丁目6番16号
代表者の氏名 取締役社長 岩根 茂樹

- (2) 変更に係る工場又は事業所の名称及び所在地
名 称 大飯発電所
所 在 地 福井県大飯郡おおい町大島

(3) 変更の内容

昭和47年7月4日付け47原第6733号をもって設置許可を受け、これまで設置変更許可等を受けた大飯発電所の原子炉設置変更許可申請書の記載事項のうち、次の事項の記述の一部を改めている。

五、発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備

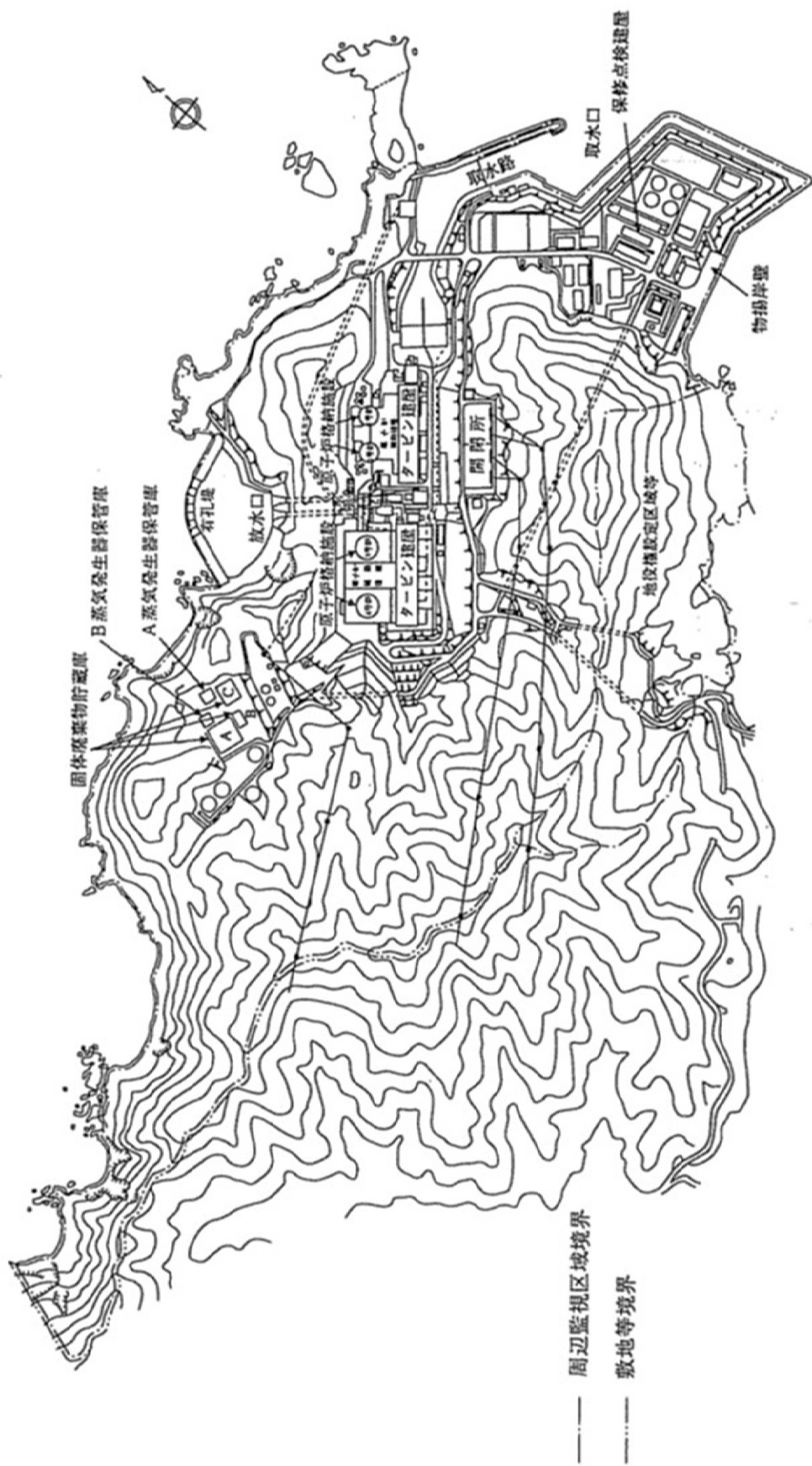
十、発電用原子炉の炉心の著しい損傷その他の事故が発生した場合における当該事故に対処するために必要な施設及び体制の整備に関する事項

(4) 変更の理由

イ、実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の改正に伴い、3号炉及び4号炉における地震時の燃料被覆材の放射性物質の閉じ込め機能の維持に係る設計方針を追加する。

ロ、実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の改正に伴い、3号炉及び4号炉における内部溢水による管理区域外への漏えいの防止に関連する記載事項の一部を規則の条文と整合した記載に変更する。

ハ、実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の改正に伴い、3号炉及び4号炉における柏崎刈羽原子力発電所6号炉及び7号炉の新規制基準適合性審査を通じて得られた技術的知見の反映に関連する記載事項の一部を規則の条文と整合した記載に変更する。

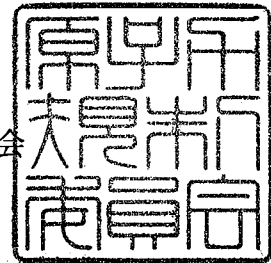


参考図 発電所全体配置図

原規規発第 1812055 号
平成 30 年 12 月 5 日

原子力委員会 殿

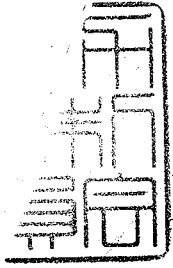
原子力規制委員会



四国電力株式会社伊方発電所の発電用原子炉の設置変更許可（3号原子炉施設の変更）に関する意見の聴取について

上記の件について、平成30年5月16日付け原子力発第18045号（平成30年9月28日付け原子力発第18162号及び平成30年10月31日付け原子力発第18227号をもって一部補正）をもって、四国電力株式会社 取締役社長 佐伯 勇人から、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）第43条の3の8第1項の規定に基づき、別添のとおり申請があり、審査の結果、同法第43条の3の8第2項において準用する同法第43条の3の6第1項各号のいずれにも適合していると認められるので、同法第43条の3の8第2項において準用する同法第43条の3の6第3項の規定に基づき、別紙のとおり同条第1項第1号に規定する基準の適用について、貴委員会の意見を求める。





(別紙)

四国電力株式会社伊方発電所の発電用原子炉設置変更許可申請書
(3号原子炉施設の変更)の核原料物質、核燃料物質及び原子炉
の規制に関する法律に規定する許可の基準への適合について

平成30年5月16日付け原子力発第18045号(平成30年9月28日
付け原子力発第18162号及び平成30年10月31日付け原子力発第18
227号をもって一部補正)をもって、四国電力株式会社 取締役社長 佐伯
勇人から、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和32年
法律第166号。以下「法」という。)第43条の3の8第1項の規定に基づき
提出された伊方発電所の発電用原子炉設置変更許可申請書(3号原子炉施設の変
更)に対する法第43条の3の8第2項において準用する法第43条の3の6
第1項第1号に規定する許可の基準への適合については以下のとおりである。

本件申請については、

- ・発電用原子炉の使用の目的(商業発電用)を変更するものではないこと
- ・使用済燃料については、原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に
関する法律(平成17年法律第48号。以下「再処理等拠出金法」という。)に
基づく拠出金の納付先である使用済燃料再処理機構から受託した、法に基
づく指定を受けた国内再処理事業者において再処理を行うことを原則とし、
再処理されるまでの間、適切に貯蔵・管理するという方針に変更はないこと
- ・海外において再処理が行われる場合は、再処理等拠出金法の下で我が国が原
子力の平和利用に関する協力のための協定を締結している国の再処理事業
者において実施する、海外再処理によって得られるプルトニウムは国内に持
ち帰る、また、再処理によって得られるプルトニウムを海外に移転しようと
するときは、政府の承認を受けるという方針に変更はないこと
- ・上記以外の取扱いを必要とする使用済燃料が生じた場合には、平成27年7
月15日付けで許可を受けた記載を適用するという方針に変更はないこと
から、発電用原子炉が平和の目的以外に利用されるおそれがないものと認めら
れる。

四国電力株式会社伊方発電所の発電用原子炉設置変更許可申請（3号原子炉施設の変更）の概要について

平成30年12月
原子力規制委員会

(1) 氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名

名 称 四国電力株式会社
住 所 高松市丸の内2番5号
代表者の氏名 取締役社長 佐伯 勇人

(2) 変更に係る工場又は事業所の名称及び所在地

名 称 伊方発電所
所 在 地 愛媛県西宇和郡伊方町

(3) 変更の内容

昭和47年11月29日付け47原第10921号をもって設置許可を受け、これまで設置変更許可等を受けた伊方発電所の原子炉設置変更許可申請書の記載事項のうち、次の事項の記述の一部を改めている。

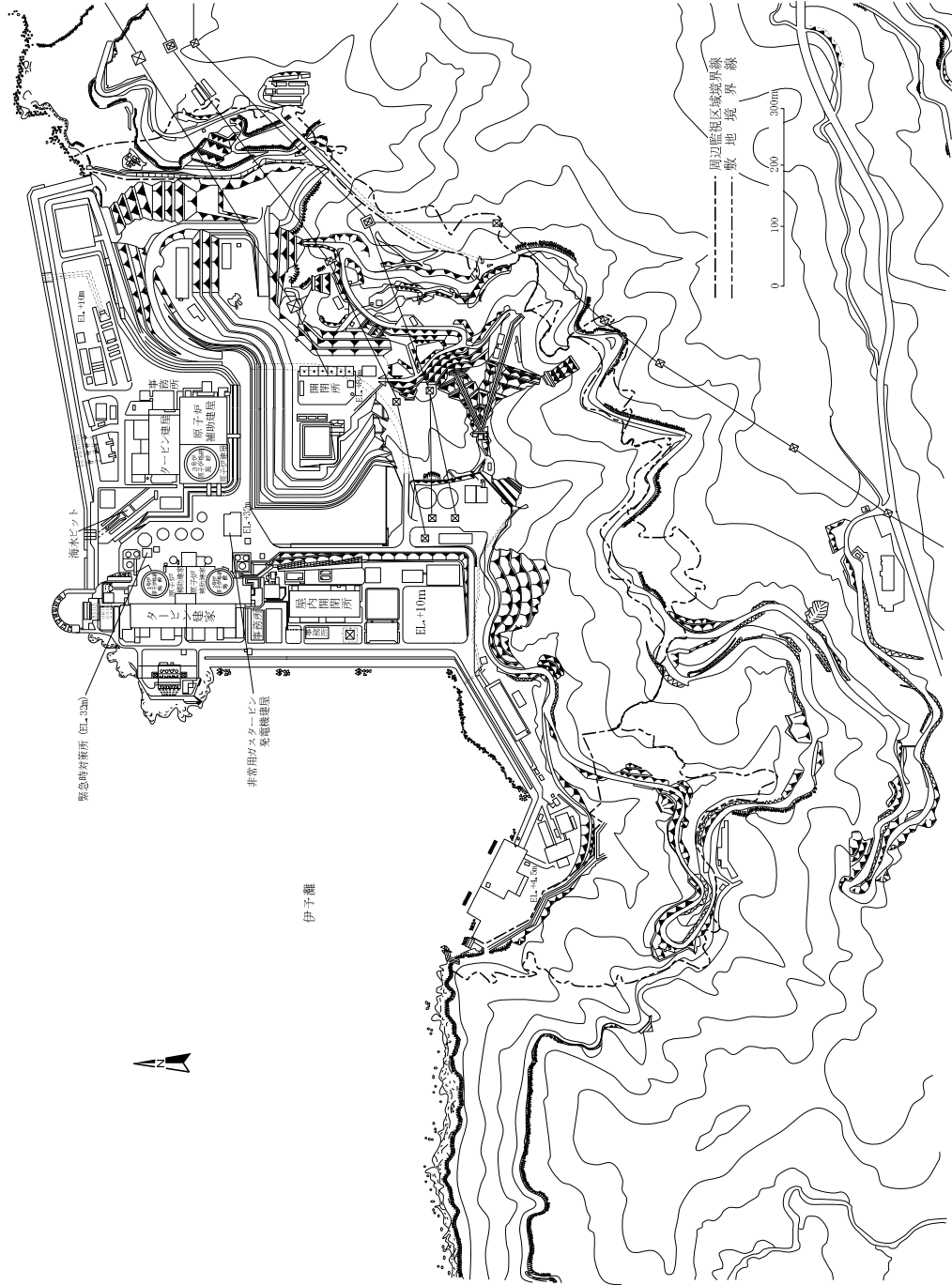
五、発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備

十、発電用原子炉の炉心の著しい損傷その他の事故が発生した場合における当該事故に対処するために必要な施設及び体制の整備に関する事項

(4) 変更の理由

イ、実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の改正に伴い、3号炉における内部溢水による管理区域外への漏えいの防止に関連する記載事項の一部を規則の条文と整合した記載に変更する。

ロ、実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の改正に伴い、3号炉における柏崎刈羽原子力発電所6号炉及び7号炉の新規制基準適合性審査を通じて得られた技術的知見の反映に関連する記載事項の一部を規則の条文と整合した記載に変更する。

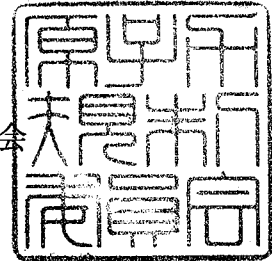


参考図 発電所全体配置図

原規規発第 1812056 号
平成 30 年 12 月 5 日

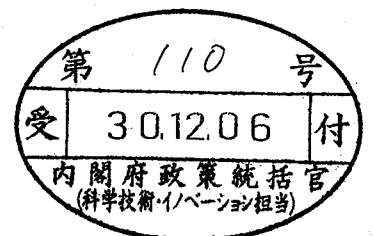
原子力委員会 殿

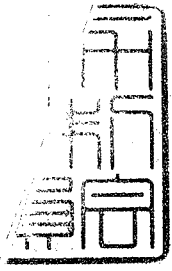
原子力規制委員会



九州電力株式会社川内原子力発電所の発電用原子炉の設置変更許可（1号及び2号発電用原子炉施設の変更）に関する意見の聴取について

上記の件について、平成30年6月26日付け原発本第103号（平成30年9月27日付け原発本第197号及び平成30年10月30日付け原発本第221号をもって一部補正）をもって、九州電力株式会社 代表取締役社長 瓜生道明（平成30年6月29日付け原発本第141号をもって代表取締役 社長執行役員 池辺 和弘に代表者を変更）から、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）第43条の3の8第1項の規定に基づき、別添のとおり申請があり、審査の結果、同法第43条の3の8第2項において準用する同法第43条の3の6第1項各号のいずれにも適合していると認められるので、同法第43条の3の8第2項において準用する同法第43条の3の6第3項の規定に基づき、別紙のとおり同条第1項第1号に規定する基準の適用について、貴委員会の意見を求める。





(別紙)

九州電力株式会社川内原子力発電所の発電用原子炉設置変更許可申請書（1号及び2号発電用原子炉施設の変更）の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に規定する許可の基準への適合について

平成30年6月26日付け原発本第103号（平成30年9月27日付け原発本第197号及び平成30年10月30日付け原発本第221号をもって一部補正）をもって、九州電力株式会社 代表取締役社長 瓜生 道明（平成30年6月29日付け原発本第141号をもって代表取締役 社長執行役員 池辺和弘に代表者を変更）から、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「法」という。）第43条の3の8第1項の規定に基づき提出された川内原子力発電所の発電用原子炉設置変更許可申請書（1号及び2号原子炉施設の変更）に対する法第43条の3の8第2項において準用する法第43条の3の6第1項第1号に規定する許可の基準への適合については以下のとおりである。

本件申請については、

- ・発電用原子炉の使用の目的（商業発電用）を変更するものではないこと
- ・使用済燃料については、原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律（平成17年法律第48号。以下「再処理等抛出金法」という。）に基づく抛出金の納付先である使用済燃料再処理機構から受託した、法に基づく指定を受けた国内再処理事業者において再処理を行うことを原則とし、再処理されるまでの間、適切に貯蔵・管理するという方針に変更はないこと
- ・海外において再処理が行われる場合は、再処理等抛出金法の下で我が国が原子力の平和利用に関する協力のための協定を締結している国の再処理事業者において実施する、海外再処理によって得られるプルトニウムは国内に持ち帰る、また、再処理によって得られるプルトニウムを海外に移転しようとするときは、政府の承認を受けるという方針に変更はないこと
- ・上記以外の取扱いを必要とする使用済燃料が生じた場合には、平成26年9月10日付けで許可を受けた記載を適用するという方針に変更はないことから、発電用原子炉が平和の目的以外に利用されるおそれがないものと認められる。

九州電力株式会社川内原子力発電所の発電用原子炉設置変更許可申請（1号及び2号発電用原子炉施設の変更）の概要について

平成30年12月
原子力規制委員会

(1) 氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名

名 称 九州電力株式会社
住 所 福岡市中央区渡辺通二丁目 1 番 8 2 号
代表者の氏名 代表取締役 社長執行役員 池辺 和宏

(2) 変更に係る工場又は事業所の名称及び所在地

名 称 川内原子力発電所
所 在 地 鹿児島県薩摩川内市久見崎町

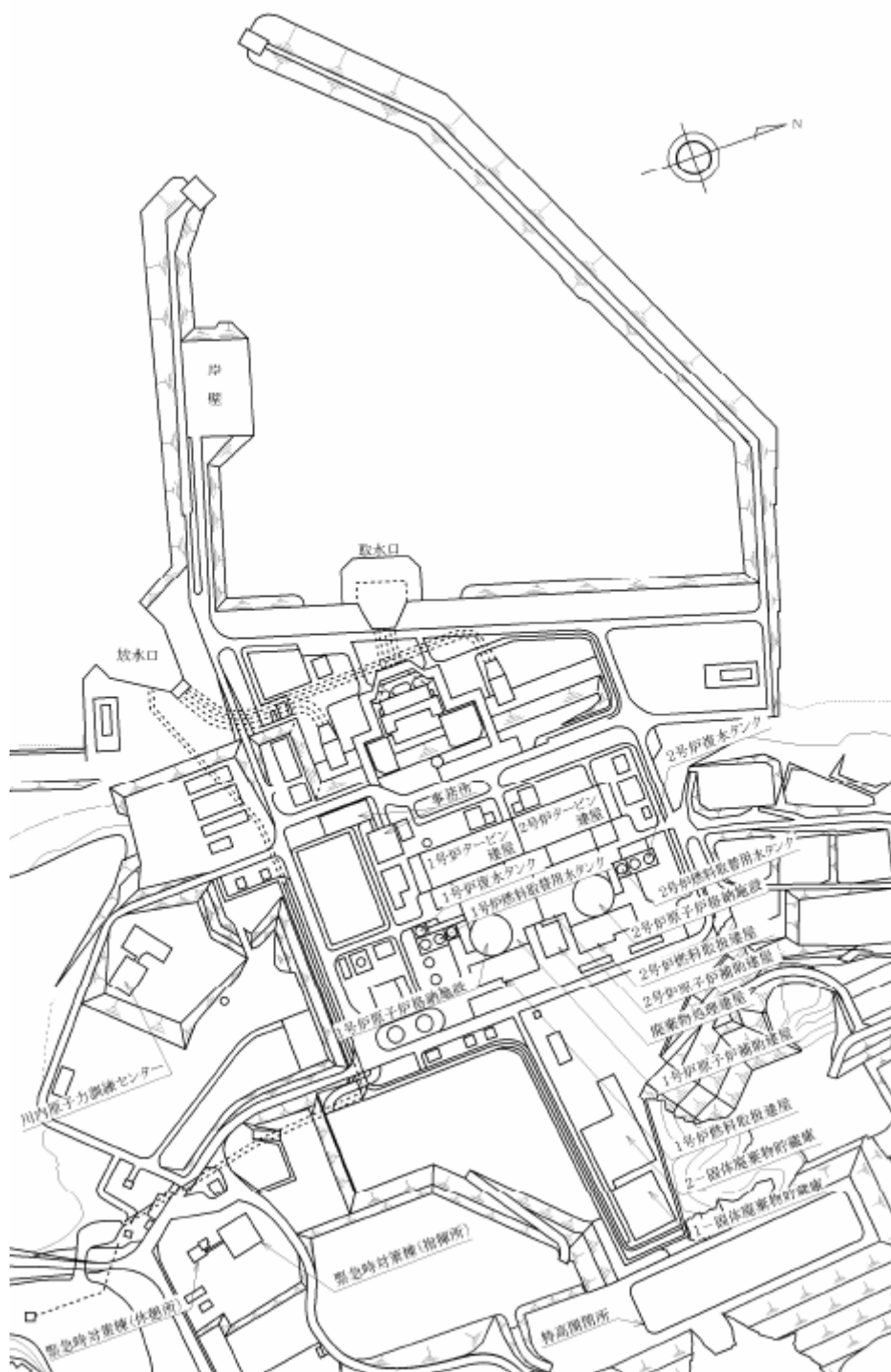
(3) 変更の内容

昭和 52 年 12 月 17 日付け 52 安（原規）第 378 号をもって設置許可を受け、これまで設置変更許可等を受けた川内原子力発電所の原子炉設置変更許可申請書の記載事項のうち、次の事項の記述の一部を改めている。

五、発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備

(4) 変更の理由

- イ、実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の改正に伴い、1 号炉及び 2 号炉における地震時の燃料被覆材の放射性物質の閉じ込め機能の維持に係る設計方針を追加する。
- ロ、実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の改正に伴い、1 号炉及び 2 号炉における内部溢水による管理区域外への漏えいの防止に関連する記載事項の一部を規則の条文と整合した記載に変更する。

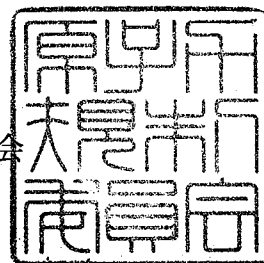


参考図 発電所全体配置図

原規規発第 1812057 号
平成 30 年 12 月 5 日

原子力委員会 殿

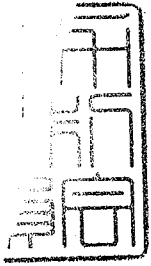
原子力規制委員会



九州電力株式会社玄海原子力発電所の発電用原子炉の設置変更許可（3号及び4号発電用原子炉施設の変更）に関する意見の聴取について

上記の件について、平成30年6月26日付け原発本第105号（平成30年9月27日付け原発本第198号及び平成30年10月30日付け原発本第222号をもって一部補正）をもって、九州電力株式会社 代表取締役社長 瓜生道明（平成30年6月29日付け原発本第140号をもって代表取締役 社長執行役員 池辺 和弘に代表者を変更）から、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）第43条の3の8第1項の規定に基づき、別添のとおり申請があり、審査の結果、同法第43条の3の8第2項において準用する同法第43条の3の6第1項各号のいずれにも適合していると認められるので、同法第43条の3の8第2項において準用する同法第43条の3の6第3項の規定に基づき、別紙のとおり同条第1項第1号に規定する基準の適用について、貴委員会の意見を求める。





(別紙)

九州電力株式会社玄海原子力発電所の発電用原子炉設置変更許可申請書（3号及び4号発電用原子炉施設の変更）の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に規定する許可の基準への適合について

平成30年6月26日付け原発本第105号（平成30年9月27日付け原発本第198号及び平成30年10月30日付け原発本第222号をもって一部補正）をもって、九州電力株式会社 代表取締役社長 瓜生 道明（平成30年6月29日付け原発本第140号をもって代表取締役 社長執行役員 池辺和弘に代表者を変更）から、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「法」という。）第43条の3の8第1項の規定に基づき提出された玄海原子力発電所の発電用原子炉設置変更許可申請書（3号及び4号発電用原子炉施設の変更）に対する法第43条の3の8第2項において準用する法第43条の3の6第1項第1号に規定する許可の基準への適合については以下のとおりである。

本件申請については、

- ・発電用原子炉の使用の目的（商業発電用）を変更するものではないこと
- ・使用済燃料については、原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律（平成17年法律第48号。以下「再処理等拠出金法」という。）に基づく拠出金の納付先である使用済燃料再処理機構から受託した、法に基づく指定を受けた国内再処理事業者において再処理を行うことを原則とし、再処理されるまでの間、適切に貯蔵・管理するという方針に変更はないこと
- ・海外において再処理が行われる場合は、再処理等拠出金法の下で我が国が原子力の平和利用に関する協力のための協定を締結している国の再処理事業者において実施する、海外再処理によって得られるプルトニウムは国内に持ち帰る、また、再処理によって得られるプルトニウムを海外に移転しようとするときは、政府の承認を受けるという方針に変更はないこと
- ・上記以外の取扱いを必要とする使用済燃料が生じた場合には、3号発電用原子炉施設については平成17年9月7日付け、4号発電用原子炉施設については平成11年11月15日付けで許可を受けた記載を適用するという方針に変更はないこと

から、発電用原子炉が平和の目的以外に利用されるおそれがないものと認められる。

九州電力株式会社玄海原子力発電所の発電用原子炉設置変更許可申請（3号及び4号発電用原子炉施設の変更）の概要について

平成30年12月
原子力規制委員会

(1) 氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名
名 称 九州電力株式会社
住 所 福岡市中央区渡辺通二丁目 1 番 8 2 号
代表者の氏名 代表取締役 社長執行役員 池辺 和宏

(2) 変更に係る工場又は事業所の名称及び所在地
名 称 玄海原子力発電所
所 在 地 佐賀県東松浦郡玄海町大字今村

(3) 変更の内容

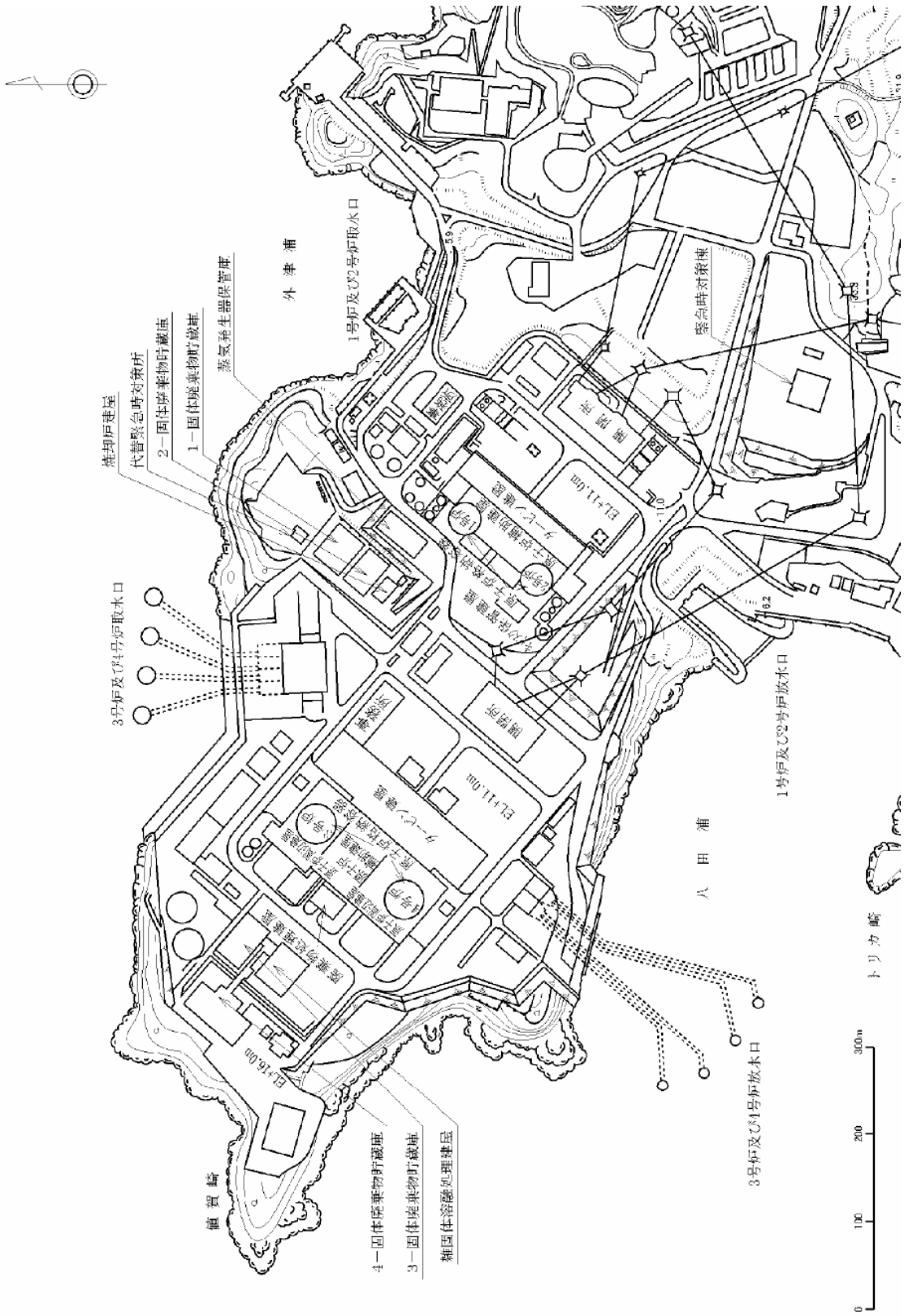
昭和 45 年 12 月 10 日付け 45 原第 7661 号をもって設置許可を受け、これまで設置変更許可等を受けた玄海原子力発電所の原子炉設置変更許可申請書の記載事項のうち、次の事項の記述の一部を改めている。

五、発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備

(4) 変更の理由

イ、実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の改正に伴い、3 号炉及び 4 号炉における地震時の燃料被覆材の放射性物質の閉じ込め機能の維持に係る設計方針を追加する。

ロ、実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の改正に伴い、3 号炉及び 4 号炉における内部溢水による管理区域外への漏えいの防止に関連する記載事項の一部を規則の条文と整合した記載に変更する。

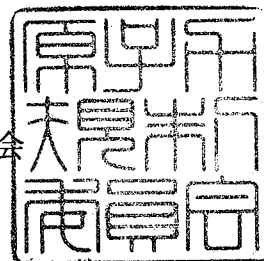


参考図 発電所全体配置図

原規規発第 1812058 号
平成 30 年 12 月 5 日

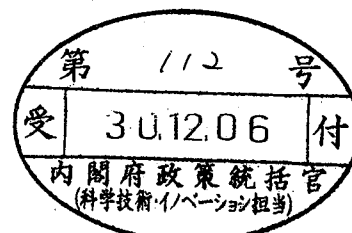
原子力委員会 殿

原子力規制委員会



九州電力株式会社川内原子力発電所の発電用原子炉の設置変更許可（1号及び2号発電用原子炉施設の変更）に関する意見の聴取について

上記の件について、平成30年11月1日付け原発本第223号（平成30年11月22日付け原発本第237号をもって一部補正）をもって、九州電力株式会社 代表取締役 社長執行役員 池辺 和弘から、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）第43条の3の8第1項の規定に基づき、別添のとおり申請があり、審査の結果、同法第43条の3の8第2項において準用する同法第43条の3の6第1項各号のいずれにも適合していると認められるので、同法第43条の3の8第2項において準用する同法第43条の3の6第3項の規定に基づき、別紙のとおり同条第1項第1号に規定する基準の適用について、貴委員会の意見を求める。



(別紙)

九州電力株式会社川内原子力発電所の発電用原子炉設置変更許可申請書（1号及び2号発電用原子炉施設の変更）の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に規定する許可の基準への適合について

平成30年11月1日付け原発本第223号（平成30年11月22日付け原発本第237号をもって一部補正）をもって、九州電力株式会社 代表取締役社長執行役員 池辺 和弘から、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「法」という。）第43条の3の8第1項の規定に基づき提出された川内原子力発電所の発電用原子炉設置変更許可申請書（1号及び2号発電用原子炉施設の変更）に対する法第43条の3の8第2項において準用する法第43条の3の6第1項第1号に規定する許可の基準への適合については以下のとおりである。

本件申請については、

- ・ 発電用原子炉の使用の目的（商業発電用）を変更するものではないこと
- ・ 使用済燃料については、原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律（平成17年法律第48号。以下「再処理等拠出金法」という。）に基づく拠出金の納付先である使用済燃料再処理機構から受託した、法に基づく指定を受けた国内再処理事業者において再処理を行うことを原則とし、再処理されるまでの間、適切に貯蔵・管理するという方針に変更はないこと
- ・ 海外において再処理が行われる場合は、再処理等拠出金法の下で我が国が原子力の平和利用に関する協力のための協定を締結している国の再処理事業者において実施する、海外再処理によって得られるプルトニウムは国内に持ち帰る、また、再処理によって得られるプルトニウムを海外に移転しようとするときは、政府の承認を受けるという方針に変更はないこと
- ・ 上記以外の取扱いを必要とする使用済燃料が生じた場合には、平成26年9月10日付けで許可を受けた記載を適用するという方針に変更はないことから、発電用原子炉が平和の目的以外に利用されるおそれがないものと認められる。

九州電力株式会社川内原子力発電所の発電用原子炉設置変更許可申請（1号及び2号発電用原子炉施設の変更）の概要について

平成30年12月
原子力規制委員会

(1) 氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名

名 称 九州電力株式会社
住 所 福岡市中央区渡辺通二丁目 1 番 8 2 号
代表者の氏名 代表取締役 社長執行役員 池辺 和宏

(2) 変更に係る工場又は事業所の名称及び所在地

名 称 川内原子力発電所
所 在 地 鹿児島県薩摩川内市久見崎町

(3) 変更の内容

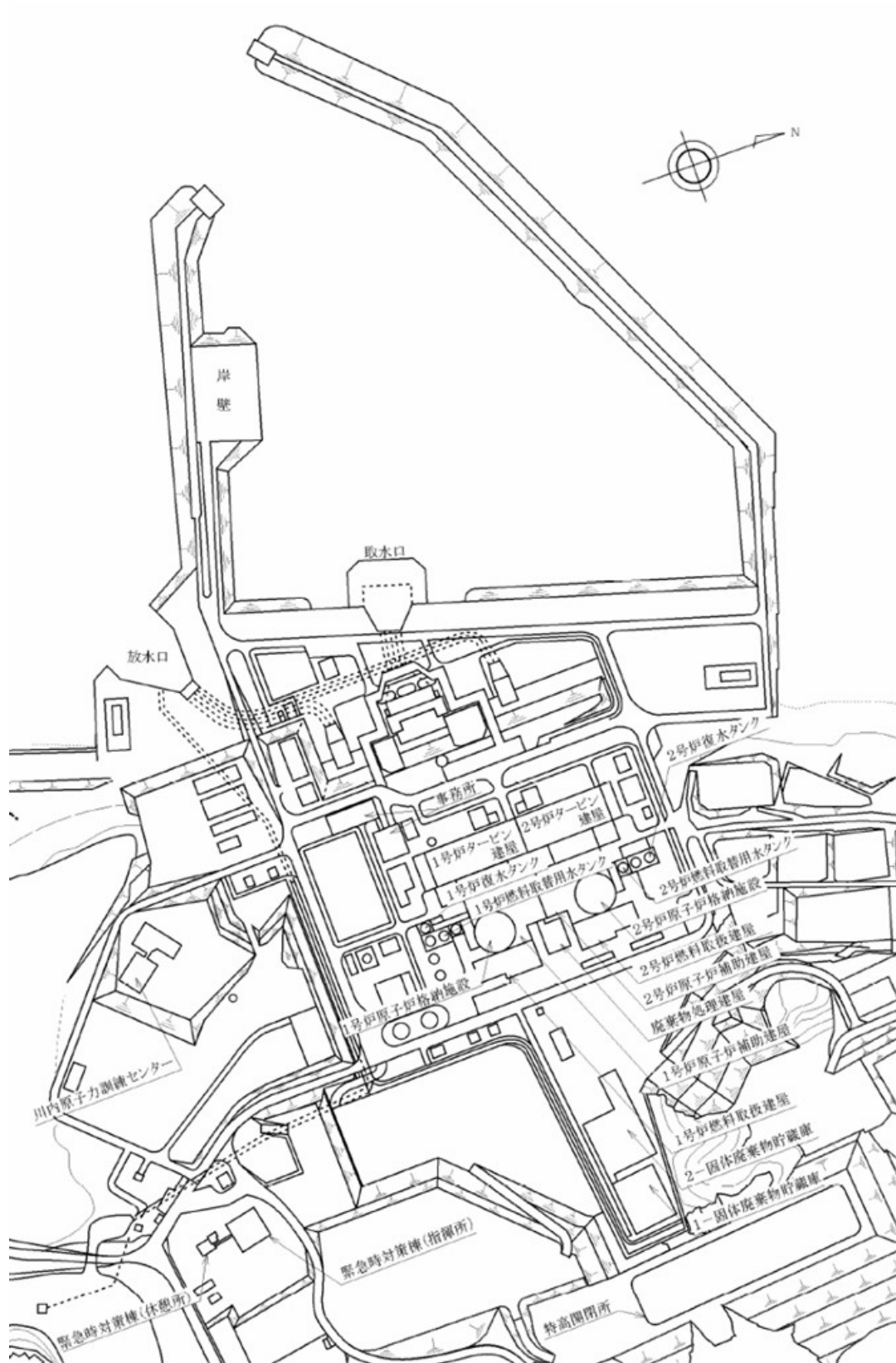
昭和 52 年 12 月 17 日付け 52 安（原規）第 378 号をもって設置許可を受け、これまで設置変更許可等を受けた川内原子力発電所の原子炉設置変更許可申請書の記載事項のうち、次の事項の記述の一部を改めている。

五、発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備

十、発電用原子炉の炉心の著しい損傷その他の事故が発生した場合における当該事故に対処するために必要な施設及び体制の整備に関する事項

(4) 変更の理由

イ、実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の改正に伴い、1 号炉及び 2 号炉における柏崎刈羽原子力発電所 6 号炉及び 7 号炉の新規制基準適合性審査を通じて得られた技術的知見の反映に関連する記載事項の一部を規則の条文と整合した記載に変更する。

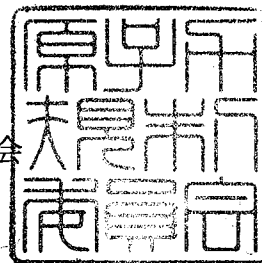


参考図 発電所全体配置図

原規規発第 1812059 号
平成 30 年 12 月 5 日

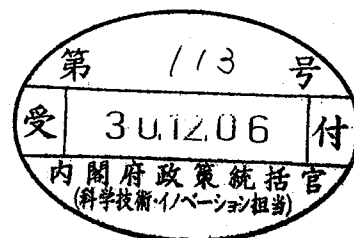
原子力委員会 殿

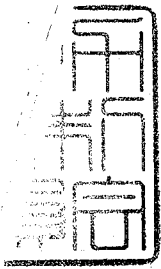
原子力規制委員会



九州電力株式会社玄海原子力発電所の発電用原子炉の設置変更許可（3号及び4号発電用原子炉施設の変更）に関する意見の聴取について

上記の件について、平成30年11月1日付け原発本第225号（平成30年11月22日付け原発本第238号をもって一部補正）をもって、九州電力株式会社 代表取締役 社長執行役員 池辺 和弘から、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）第43条の3の8第1項の規定に基づき、別添のとおり申請があり、審査の結果、同法第43条の3の8第2項において準用する同法第43条の3の6第1項各号のいずれにも適合していると認められるので、同法第43条の3の8第2項において準用する同法第43条の3の6第3項の規定に基づき、別紙のとおり同条第1項第1号に規定する基準の適用について、貴委員会の意見を求める。





(別紙)

九州電力株式会社玄海原子力発電所の発電用原子炉設置変更許可申請書(3号及び4号発電用原子炉施設の変更)の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に規定する許可の基準への適合について

平成30年11月1日付け原発本第225号(平成30年11月22日付け原発本第238号をもって一部補正)をもって、九州電力株式会社 代表取締役社長執行役員 池辺 和弘から、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和32年法律第166号。以下「法」という。)第43条の3の8第1項の規定に基づき提出された玄海原子力発電所の発電用原子炉設置変更許可申請書(3号及び4号発電用原子炉施設の変更)に対する法第43条の3の8第2項において準用する法第43条の3の6第1項第1号に規定する許可の基準への適合については以下のとおりである。

本件申請については、

- ・ 発電用原子炉の使用の目的(商業発電用)を変更するものではないこと
- ・ 使用済燃料については、原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律(平成17年法律第48号。以下「再処理等拠出金法」という。)に基づく拠出金の納付先である使用済燃料再処理機構から受託した、法に基づく指定を受けた国内再処理事業者において再処理を行うことを原則とし、再処理されるまでの間、適切に貯蔵・管理するという方針に変更はないこと
- ・ 海外において再処理が行われる場合は、再処理等拠出金法の下で我が国が原子力の平和利用に関する協力のための協定を締結している国の再処理事業者において実施する、海外再処理によって得られるプルトニウムは国内に持ち帰る、また、再処理によって得られるプルトニウムを海外に移転しようとするときは、政府の承認を受けるという方針に変更はないこと
- ・ 上記以外の取扱いを必要とする使用済燃料が生じた場合には、3号発電用原子炉施設については平成17年9月7日付け、4号発電用原子炉施設については平成11年11月15日付けで許可を受けた記載を適用するという方針に変更はないこと

から、発電用原子炉が平和の目的以外に利用されるおそれがないものと認められる。

九州電力株式会社玄海原子力発電所の発電用原子炉設置変更許可申請（3号及び4号発電用原子炉施設の変更）の概要について

平成30年12月
原子力規制委員会

(1) 氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名

名 称 九州電力株式会社
住 所 福岡市中央区渡辺通二丁目 1 番 8 2 号
代表者の氏名 代表取締役 社長執行役員 池辺 和宏

(2) 変更に係る工場又は事業所の名称及び所在地

名 称 玄海原子力発電所
所 在 地 佐賀県東松浦郡玄海町大字今村

(3) 変更の内容

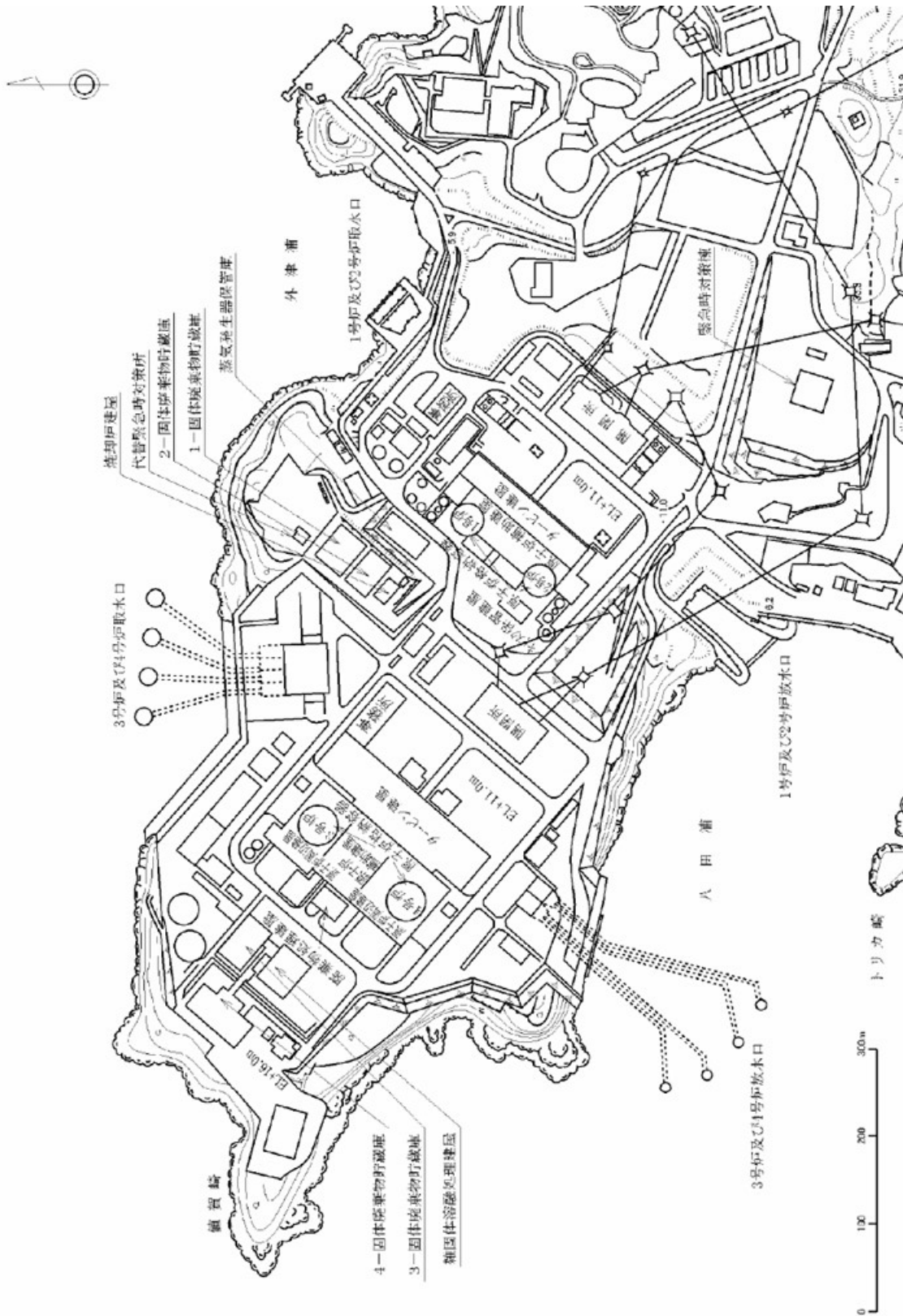
昭和 45 年 12 月 10 日付け 45 原第 7661 号をもって設置許可を受け、これまで設置変更許可等を受けた玄海原子力発電所の原子炉設置変更許可申請書の記載事項のうち、次の事項の記述の一部を改めている。

五、発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備

十、発電用原子炉の炉心の著しい損傷その他の事故が発生した場合における当該事故に対処するために必要な施設及び体制の整備に関する事項

(4) 変更の理由

イ、実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の改正に伴い、3 号炉及び 4 号炉における柏崎刈羽原子力発電所 6 号炉及び 7 号炉の新規制基準適合性審査を通じて得られた技術的知見の反映に関連する記載事項の一部を規則の条文と整合した記載に変更する。



参考図 発電所全体配置図

参考

種類 (期限)		柏崎刈羽原子力発電所 6号及び7号知見反映				
		燃料被覆材 (H31/9/30)	内部溢水 (H31/2/20)	格納容器 過圧破損 (H31/1以降の最初の 定検終了)	SFP水蒸気 影響 (H31/1以降の最初の 定検終了)	制御室居住性 (H31/1以降の最初の 定検終了)
プラント名 (申請日)						
美浜 3 (H30/6/11)	○	○	○	○	○	
大飯 3・4 (H30/6/11)	○	○	○	○	○	
伊方 3 (H30/5/16)	—	○	○	○	○	
川内 1・2 (H30/6/26)	○	○	—	—	—	
玄海 3・4 (H30/6/26)	○	○	—	—	—	
川内 1・2 (H30/11/1)	—	—	○	○	○	
玄海 3・4 (H30/11/1)	—	—	○	○	○	
今回該当なし						
高浜 1～4 (H30/2/5)	審査中	—	—	—	—	